

新たな外国人材受入れに向けた在留資格「特定技能」のポイント

2019年4月1日、新たな在留資格である「特定技能」が創設されました。これは、中小・小規模事業者をはじめ人手不足が深刻化するなか、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくことを目的としています。

本稿では、この「特定技能」のポイントを解説します。

1. 在留資格「特定技能」について

新たに創設された在留資格「特定技能」には、以下の2種類があります。

(1) 特定技能1号

特定産業分野に属する、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

受入れ分野は、以下の14分野に限られています。

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

(2) 特定技能2号

特定産業分野に属する、熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

受入れ分野は、以下の2分野のみに限られています。

建設、造船・船用工業

2. 特定技能1号・2号のポイント

特定技能1号・2号について、それぞれのポイントは以下の通りです。

なお、以下でいう「受入れ機関」とは、特定技能外国人を実際に労働力として雇い入れる企業等を指します。

(1) 特定技能1号

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了

した外国人は試験等免除）

- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関*による支援の対象

*登録支援機関…受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行うもの。

(2) 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象 外

3. 受入れ機関に求められる基準・義務

受入れ機関は、以下の基準を満たすとともに、義務を果たす必要があります。

(1) 外国人を受け入れるための基準

- ①外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ②機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ③外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

(2) 受入れ機関の義務

- ①外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ②外国人への支援を適切に実施
→支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば（1）③も満たす。
- ③出入国在留管理庁への各種届出
なお、これらの義務を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがあります。

4. 受入れ手続きの流れ

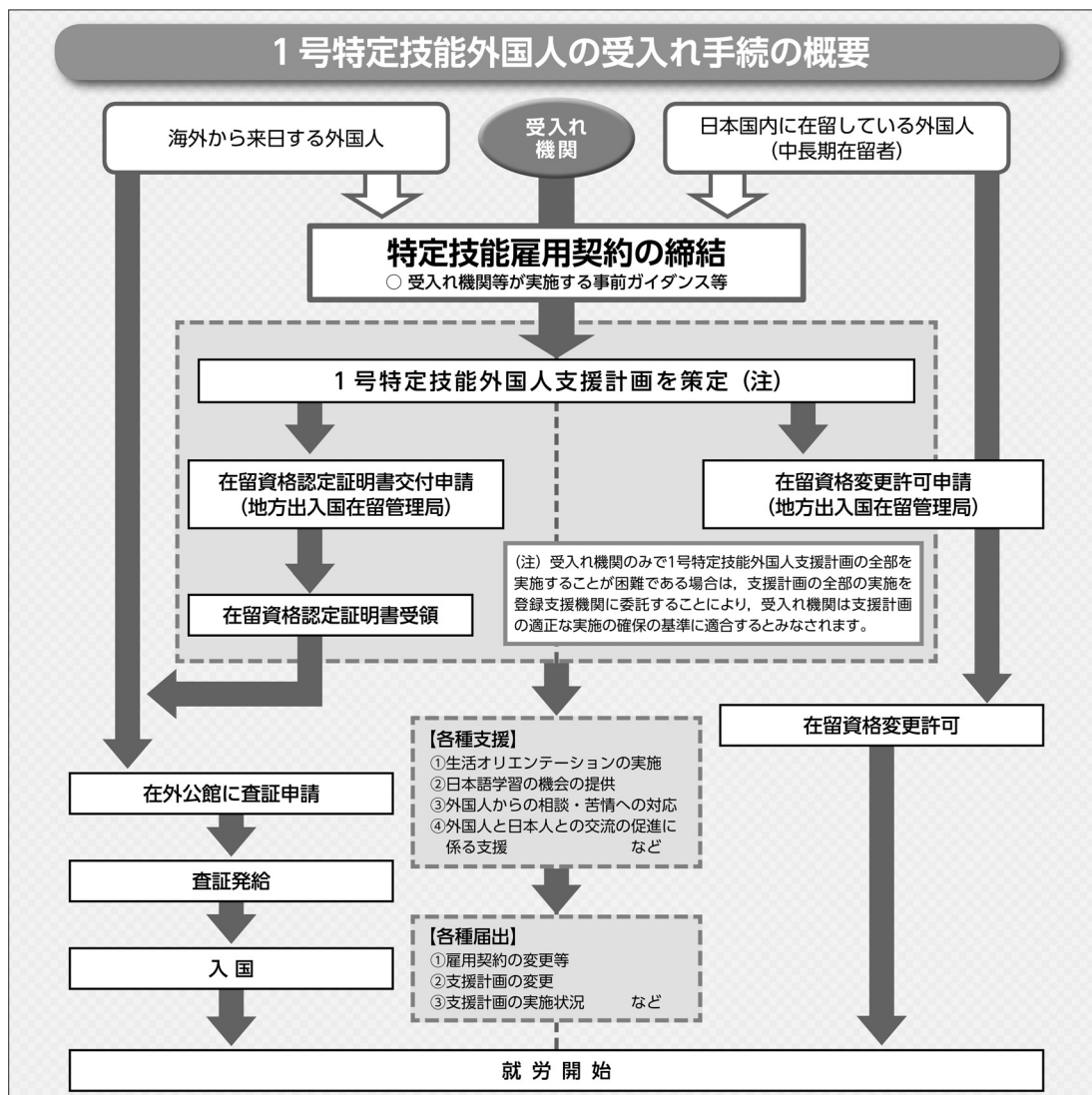
手続きのフローは以下の通りです。ここでは、1号特定技能外国人の受入れを想定しています。

おわりに

新たな在留資格「特定技能」が創設された目的は、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくためです。

本制度は創設間もないため、新たな在留資格による外国人材受入れはこれから本格化するとみられますが、受入れ機関においては、「なぜ特定技能外国人を受入れるのか、どのように活躍してもらおうのか」といったビジョンを明確にしたうえで、受入れをきっかけに誰にも働きやすい職場づくりを進めることが求められます。

（太田宜志）



資料出所：法務省「在留資格「特定技能」に係るリーフレット（受入れ機関向け）」